

ライフイノベーション地域協議会規約

(設置)

第1条 総合特別区域法(平成23年法律第81号。以下「法」という。)第19条第1項に基づき、ライフイノベーション地域協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、京浜臨海部において、日本経済を牽引するライフサイエンス分野の国際競争拠点を形成するため、国際競争力強化につながるプロジェクトの実現に向けた効率的・効果的な手法、拠点形成の推進に向けた計画及びその実現に必要な事項等について協議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の加入、退会、その他の組織に関わること。
- (2) 総合特別区域の指定申請に関わること。
- (3) 総合特別区域計画の申請に関わること。
- (4) 総合特別区域の変更に係ること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の推進について必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を総合特別区域法により共同申請する地方公共団体
- (2) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区で取組む分野に関わる高度な専門的知見を有する者
- (3) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の事業を推進する機関、団体又は企業
- (4) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特別区域内で行われる事業に関して密接な関係を有する機関、団体又は企業
- (5) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の事業推進を支援する機関、団体又は企業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長に事故があるときは、会長が職務代理者を指名する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、必要に応じ随時開催する。ただし、軽易な議事もしくは緊急を要する場合は、情報通信技術等を活用した協議に代えることができる。

2 会議は、会長が招集する。

3 協議会は、必要に応じて会議に関係機関等の出席を求めることができる。

(議事録)

第 7 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公表するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 開催の目的及び協議事項

(3) 議事の概要及びその結果

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、神奈川県、横浜市及び川崎市に事務局を置く。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は神奈川県、横浜市及び川崎市が協議のうえ別途定める。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 4 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 4 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 4 年 1 1 月 9 日から施行する。